令和８年第５回（12月）定例会
議案参考資料

【単行議案】

議第74号	固定資産評価員の選任について	1P
議第75号	財産区管理委員の選任について	2P
議題76号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	4P
議題77号	宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	6P
議題78号	宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について	28P
議題79号	老人医療費の支給に関する条例の一部改正について	30P
議題80号	宮津市漁港管理条例の一部改正について	32P

議案参考資料 令和８年12月定例会	議第74号	固定資産評価員の選任について	区分	人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

地方税法及び本市市税条例において、本市に固定資産評価員を１名設置することとしている。

今般、現固定資産評価員の今井真二氏から退職願が提出されたことから、新たに固定資産評価員を選任することとして、地方税法第404条第２項の規定により議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要【選任予定者】

氏　名	浅野　浩司（あさの　ひろし）
任　期	同意の日から

◆参考〈固定資産評価員〉

市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、市町村長が行う価格の決定を補助する者。

◆提案の根拠法令

地方税法（昭和25年法律第226号）
（固定資産評価員の設置）
第404条
２　固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

【政策等の背景・提案までの経過】

固定資産評価員の就任履歴

H11 .4. 1～H17. 3. 1	橋本清鷹(助役)
H17. 3. 1～H18. 5.10	井上正嗣(助役)
H18.12. 4～H27. 5.27	松田文彦(副市長)
H27. 5.27～R 1. 5.29	上田清和(副市長)
R 1. 5.29～	今井真二(副市長)

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>>　　千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第７次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	―
テーマ別戦略	―

※第７次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係	添付資料
税務・国保課 税務係（45-1612）	

議案参考資料 令和８年12月定例会	議第75号	財産区管理委員の選任について	区分	人事案件

【提案の概要】

◆提案の要旨・目的

上宮津財産区管理委員７名及び吉津財産区管理委員１名の任期が満了となるため、委員の選任について、財産区管理会条例第３条第１項の規定により議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要

○選任予定者の人数

上宮津財産区管理会：７名
吉津財産区管理会　：１名
合計：８名

○任期

上宮津財産区　令和８年12月11日～令和12年12月10日：４年間
吉津財産区　　令和８年12月４日～令和12年12月３日：４年間

○選任予定者

添付資料参照

◆提案の根拠法令

財産区管理会条例第３条第１項

（委員の選任）

第３条　委員は、当該財産区の区域内に引き続き３月以上住所を有する者で、宮津市の議会の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）の中から、当該財産区においてあらかじめ選定した者を市長が議会の同意を得て選任する。

２　委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【政策等の背景・提案までの経過】

※財産区について

７財産区（上宮津、由良、栗田、吉津、世屋、養老、日ヶ谷）
各財産区の委員定数は協議により次のとおりで、任期は４年間
上宮津、由良、栗田、吉津、養老　各７名
世屋　５名、日ヶ谷　６名

◇財産区管理会条例第２条第２項及び第３項

第２条　前条の各財産区に、財産区管理会（以下「管理会」という。）を置く。

２　管理会は、財産区管理委員（以下「委員」という。）７人以内をもって組織する。

３　委員の定数は、市長が各財産区と協議して定めるものとする。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	―
テーマ別戦略	―

担当課・係	添付資料
農林水産課　産業基盤係（45-1627）	選任予定者一覧

財産区管理委員　選任予定者一覧

■上宮津財産区

氏　名	再任・新任の別	任 期
上野（うえの）　文明（ふみあき）	再 任	R8.12.11 ～ R12.12.10
落合（おちあい）　文彦（ふみひこ）	再 任	
関野（せきの）　掲司（けいじ）	再 任	
中川（なかがわ）　昭一（あきかず）	再 任	
平野（ひらの）　卓（たかし）	新 任	
藤田（ふじた）　淳志（あつし）	再 任	
松岡（まつおか）　宣（とおる）	再 任	

■吉津財産区

氏　名	再任・新任の別	任 期
古﨑（こさき）　広文（ひろふみ）	再 任	R8.12. 4～ R12.12. 3

議案参考資料 令和８年12月定例会	議第76号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的
令和８年人事院勧告及び特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、市長及び副市長の期末手当を改正するもの。

◆提案の概要
市長及び副市長の期末手当の支給月数を年間0.05月分引上げ

区分	６月期	12月期	計
令和８年度	1.75月	1.80月 （＋0.05月）	3.55月 （＋0.05月）
令和９年度 以降	1.775月 （＋0.025月）	1.775月 （＋0.025月）	3.55月 （＋0.05月）

※　（　）内は令和７年人事院勧告との比較を表す

◆施行日
令和８年度分　　公布の日（R8.12.1に遡及適用）
令和９年度以降分　　令和９年４月１日

＜参考＞教育長及び議員の期末手当の改正
教育長及び議員の期末手当は、宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第４条第２項及び宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第６条第２項の規定により、市長等と同様の改正を行うものとなるもの。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	―
テーマ別戦略	―

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

R8. 8. 7：令和８年人事院勧告（指定職）
期末手当（＋0.025月）、勤勉手当（＋0.025月）

R8.10. 9：人事院勧告どおりの給与改定の方針を決定（閣議決定）

R8.11.11：特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律可決

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

・期末手当改正に係る影響額（R8）市長等141千円、議員227千円

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>>　　368 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
総務課　職員係（45-1603）	・新旧対照表

第１条

宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第２号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（期末手当） 第５条　市長等の期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に100分の175を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第５条　市長等の期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に100分の180を乗じて得た額とする。

第２条

宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第２号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（期末手当） 第５条　市長等の期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に100分の180を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第５条　市長等の期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に100分の177.5を乗じて得た額とする。

附則

現行	改正後（案）
	附　則 （施行期日等） １　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。 ２　第１条の規定による改正後の宮津市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年12月１日から適用する。 （給与の内払い） ３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の宮津市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案参考資料 令和８年12月定例会	議第77号	宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和８年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の改正等を踏まえ、一般職職員及び会計年度任用職員の給与改定を行うもの。

◆提案の概要

＜一般職職員＞

① 給料表の改定　全号給を引上げ改定（平均3.51％）【第1条】

② 期末勤勉手当の改定　年間4.70月分（0.05月分引上げ）【第1条・第2条】

区分		6月期 一般職等	6月期 再任用職員※1	12月期 一般職等	12月期 再任用職員※1	計 一般職等	計 再任用職員※1
令和8年度	期末手当	1.2625月	0.7125月	1.2875月（+0.025月）	0.7375月（+0.025月）	2.55月（+0.025月）	1.45月（+0.025月）
	勤勉手当	1.0625月	0.5125月	1.0875月（+0.025月）	0.5375月（+0.025月）	2.15月（+0.025月）	1.05月（+0.025月）
	計	2.325月	1.225月	2.375月（+0.05月）	1.275月（+0.05月）	4.70月（+0.05月）	2.50月（+0.05月）
令和9年度以降	期末手当	1.275月（+0.0125月）	0.725月（+0.0125月）	1.275月（+0.0125月）	0.725月（+0.0125月）	2.55月（+0.025月）	1.45月（+0.025月）
	勤勉手当	1.075月（+0.0125月）	0.525月（+0.0125月）	1.075月（+0.0125月）	0.525月（+0.0125月）	2.15月（+0.025月）	1.05月（+0.025月）
	計	2.35月（+0.025月）	1.25月（+0.025月）	2.35月（+0.025月）	1.25月（+0.025月）	4.70月（+0.05月）	2.50月（+0.05月）

※1　再任用職員は「定年前再任用短時間勤務職員」を指す

※2　（　）内は令和７年度人事院勧告との比較を表す

③ 宿日直手当の改正　5,000円（＋300円）【第1条】

＜会計年度任用職員＞

④ 給料表の改定　　一般職職員の給料表改定に準じて改定【第3条】

⑤ 期末勤勉手当の改定　一般職職員の期末勤勉手当の改定に準じて改定

◆施行日

①④給料表の改定　　公布の日（R8.4.1に遡及適用）

②⑤期末勤勉手当の改定　令和8年度分 公布の日（R8.12.1に遡及適用）
令和9年度以降分 令和9年4月1日

③宿日直手当の改正　　公布の日（R8.4.1に遡及適用）

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	―
テーマ別戦略	―

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

R8. 8. 7：令和８年人事院勧告
・行政職俸給表の改定（平均改定率3.51％）
・期末勤勉手当の改定（一般職 期末＋0.025月、勤勉＋0.025月）

R8.10. 9：人事院勧告どおりの給与改定の方針を決定（閣議決定）

R8.11.11：一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律可決

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

・人事院勧告を受けた改定に係る影響額（R8：全会計ベース）
一般職職員57,210千円、会計年度任用職員16,027千円

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>>　73,237千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
総務課　職員係（45-1603）	・新旧対照表

議第77号

第１条

宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（宿日直手当） 第１８条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、4,700円を超えない範囲内において市長の定める額を、宿日直手当として支給する。 ２　（略） （期末手当） 第２０条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.5 」とあるのは「100分の71.25」とする。 ４　特定任期付職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」とする。 ５～７　（略） （勤勉手当） 第２１条　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月	（宿日直手当） 第１８条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、5,000円を超えない範囲内において市長の定める額を、宿日直手当として支給する。 ２　（略） （期末手当） 第２０条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」とする。 ４　特定任期付職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」とする。 ５～７　（略） （勤勉手当） 第２１条　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月

額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

(3) 前項の職員のうち特定任期付職員　当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に100分の88.75を乗じて得た額の総額

３～５　(略)

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700

額の合計額を加算した額に100分の108.75を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の53.75を乗じて得た額の総額

(3) 前項の職員のうち特定任期付職員　当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に100分の91.25を乗じて得た額の総額

３～５　(略)

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400

17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200
18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000
19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700
20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300
21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000
22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400
23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800
24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200
25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600
26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800

17	228, 900	272, 400	303, 400	344, 000	370, 900	405, 900
18	230, 500	273, 500	304, 700	345, 700	372, 600	407, 700
19	232, 100	274, 600	306, 000	347, 400	374, 200	409, 400
20	233, 600	275, 700	307, 200	349, 000	375, 800	411, 000
21	235, 100	276, 600	308, 300	350, 400	376, 900	412, 700
22	236, 700	277, 600	309, 500	352, 100	378, 400	414, 100
23	238, 300	278, 600	310, 800	353, 800	379, 900	415, 500
24	239, 900	279, 600	312, 100	355, 400	381, 400	416, 900
25	241, 500	280, 600	313, 400	356, 600	383, 100	418, 300
26	243, 200	281, 500	314, 500	358, 500	384, 900	419, 500
27	244, 500	282, 300	315, 500	360, 200	386, 500	420, 700
28	245, 800	283, 200	316, 500	361, 800	388, 200	421, 700
29	247, 100	284, 000	317, 700	363, 300	389, 600	422, 800
30	248, 200	284, 800	318, 900	364, 900	390, 900	424, 000
31	249, 300	285, 700	320, 100	366, 500	392, 100	425, 100
32	250, 400	286, 400	321, 300	368, 100	393, 500	426, 200
33	251, 500	287, 200	322, 500	369, 800	394, 600	426, 900
34	252, 400	288, 000	323, 800	371, 600	395, 500	427, 600
35	253, 300	288, 800	325, 200	373, 400	396, 500	428, 200
36	254, 300	289, 400	326, 500	375, 200	397, 500	428, 900
37	255, 300	290, 100	327, 800	376, 700	398, 300	429, 500
38	256, 200	290, 900	329, 100	378, 100	399, 200	430, 100
39	257, 100	291, 600	330, 400	379, 500	400, 100	430, 600
40	257, 900	292, 300	331, 700	380, 900	400, 900	431, 000
41	258, 700	293, 000	333, 100	382, 400	401, 700	431, 400
42	259, 300	293, 800	334, 300	383, 200	402, 500	431, 600
43	259, 900	294, 500	335, 500	384, 100	403, 300	431, 900
44	260, 500	295, 200	336, 600	385, 100	404, 000	432, 200
45	261, 100	295, 900	337, 500	386, 000	404, 700	432, 500

46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	427, 300

46	261, 700	296, 600	338, 700	387, 100	405, 400	432, 800
47	262, 300	297, 300	339, 900	388, 000	406, 100	433, 100
48	262, 900	297, 900	341, 200	389, 000	406, 800	433, 400
49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600
50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900
51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100
52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400
53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600
54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900
55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200
56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500
57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700
58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000
59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300
60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500
61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700
62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000
63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300
64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500
65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700
66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000
67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300
68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500
69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700
70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000
71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300
72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500
73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700
74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400	440, 000

75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	427, 600
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	427, 800
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	428, 000
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	428, 300
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	428, 600
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	428, 800
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	429, 000
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000	409, 300	
87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 400	409, 600	
88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 800	409, 800	
89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 100	410, 000	
90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 600	410, 300	
91	267, 700	307, 300	357, 500	399, 000	410, 600	
92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 400	410, 800	
93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 700	411, 000	
94		308, 000	358, 400	400, 200	411, 300	
95		308, 300	358, 800	400, 600	411, 600	
96		308, 700	359, 100	401, 000	411, 800	
97		308, 900	359, 400	401, 300	412, 000	
98		309, 200	359, 800	401, 800	412, 300	
99		309, 500	360, 200	402, 200	412, 600	
100		309, 900	360, 600	402, 600	412, 800	
101		310, 100	361, 100	402, 900	413, 000	
102		310, 400	361, 500	403, 400	413, 300	
103		310, 700	361, 900	403, 800	413, 600	

75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700	440, 300
76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900	440, 500
77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100	440, 700
78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400	441, 000
79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700	441, 300
80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900	441, 500
81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100	441, 700
82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400	
83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700	
84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900	
85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100	
86	275, 500	315, 300	366, 500	408, 700	421, 400	
87	275, 800	315, 600	366, 900	409, 100	421, 700	
88	276, 100	315, 900	367, 300	409, 500	421, 900	
89	276, 400	316, 200	367, 500	409, 800	422, 100	
90	276, 700	316, 500	367, 900	410, 300	422, 400	
91	277, 000	316, 800	368, 300	410, 700	422, 700	
92	277, 300	317, 100	368, 700	411, 100	422, 900	
93	277, 600	317, 300	368, 900	411, 400	423, 100	
94		317, 500	369, 200	411, 900	423, 400	
95		317, 800	369, 600	412, 300	423, 700	
96		318, 200	369, 900	412, 700	423, 900	
97		318, 400	370, 200	413, 000	424, 100	
98		318, 700	370, 600	413, 500	424, 400	
99		319, 000	371, 000	413, 900	424, 700	
100		319, 400	371, 400	414, 300	424, 900	
101		319, 600	371, 900	414, 600	425, 100	
102		319, 900	372, 300	415, 100	425, 400	
103		320, 200	372, 700	415, 500	425, 700	

	104		311,000	362,300	404,200	413,800	
	105		311,200	362,800	404,500	414,000	
	106		311,500	363,200			
	107		311,800	363,500			
	108		312,100	363,800			
	109		312,300	364,200			
	110		312,600				
	111		313,000				
	112		313,300				
	113		313,500				
	114		313,700				
	115		314,000				
	116		314,400				
	117		314,600				
	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 200,300	基準給料月額 円 227,800	基準給料月額 円 269,500	基準給料月額 円 290,100	基準給料月額 円 305,700	基準給料月額 円 331,900

	104		320,500	373,100	415,900	425,900	
	105		320,700	373,600	416,200	426,100	
	106		321,000	374,000			
	107		321,300	374,300			
	108		321,600	374,600			
	109		321,800	375,000			
	110		322,100				
	111		322,500				
	112		322,800				
	113		323,000				
	114		323,200				
	115		323,500				
	116		323,900				
	117		324,100				
	118		324,300				
	119		324,600				
	120		324,900				
	121		325,200				
	122		325,400				
	123		325,700				
	124		326,000				
	125		326,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 218,800	基準給料月額 円 247,600	基準給料月額 円 292,400	基準給料月額 円 314,800	基準給料月額 円 331,600	基準給料月額 円 359,500

備考　この表は、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第２（第４条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	215,000	236,300	365,400
	2	217,400	238,700	366,900
	3	219,700	241,100	368,500
	4	222,000	243,700	369,900
	5	224,300	246,100	371,300
	6	226,600	248,500	372,600
	7	228,800	250,900	373,900
	8	231,000	253,400	375,300
	9	233,300	255,900	376,700
	10	235,500	257,500	378,100
	11	237,700	259,100	379,400
	12	239,900	260,700	380,600
	13	242,100	262,300	381,800
	14	244,300	263,700	383,100
	15	246,400	265,200	384,300
	16	248,500	266,600	385,500
	17	250,600	268,000	386,500
	18	252,400	269,200	387,700
	19	254,200	270,400	389,000
	20	255,900	271,600	390,100
	21	257,600	272,900	391,100
	22	258,900	274,000	392,300

備考　この表は、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第２（第４条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	225,200	246,900	378,200
	2	227,600	249,300	379,700
	3	230,000	251,700	381,300
	4	232,300	254,300	382,800
	5	234,600	256,800	384,200
	6	237,000	259,200	385,600
	7	239,200	261,600	386,900
	8	241,400	264,200	388,300
	9	243,700	266,600	389,900
	10	245,900	268,200	391,200
	11	248,100	269,800	392,600
	12	250,400	271,400	393,900
	13	252,600	273,000	395,300
	14	254,800	274,500	396,600
	15	256,900	275,900	397,800
	16	259,000	277,300	399,100
	17	261,100	278,700	400,100
	18	262,900	279,900	401,400
	19	264,700	281,100	402,700
	20	266,400	282,300	403,800
	21	268,100	283,600	404,800
	22	269,400	284,700	406,000

23	260, 200	275, 200	393, 500
24	261, 400	276, 400	394, 600
25	262, 600	277, 700	395, 600
26	263, 700	279, 400	396, 800
27	264, 900	281, 100	397, 900
28	266, 000	282, 800	399, 100
29	267, 200	284, 500	400, 200
30	268, 300	286, 600	401, 400
31	269, 400	288, 800	402, 600
32	270, 400	291, 000	403, 700
33	271, 500	293, 200	404, 700
34	272, 500	295, 500	405, 800
35	273, 500	297, 700	407, 000
36	274, 700	299, 800	408, 200
37	275, 900	301, 800	409, 500
38	276, 800	303, 700	410, 800
39	277, 800	305, 700	411, 900
40	278, 900	307, 500	413, 100
41	280, 100	309, 300	414, 200
42	281, 200	311, 200	415, 500
43	282, 300	313, 000	416, 500
44	283, 400	314, 700	417, 600
45	284, 300	316, 500	418, 800
46	285, 200	318, 300	420, 100
47	286, 000	320, 000	421, 300
48	286, 800	321, 600	422, 500
49	287, 400	323, 200	423, 600
50	288, 200	324, 900	424, 600
51	288, 900	326, 800	425, 900

23	270, 700	285, 900	407, 200
24	271, 900	287, 100	408, 300
25	273, 100	288, 400	409, 400
26	274, 200	290, 100	410, 500
27	275, 400	291, 800	411, 600
28	276, 500	293, 500	412, 700
29	277, 700	295, 300	413, 800
30	278, 800	297, 300	415, 000
31	279, 900	299, 500	416, 100
32	280, 900	301, 800	417, 200
33	282, 000	304, 000	418, 200
34	283, 000	306, 300	419, 300
35	284, 000	308, 600	420, 600
36	285, 200	310, 800	421, 800
37	286, 400	312, 900	422, 900
38	287, 300	314, 800	424, 200
39	288, 300	316, 800	425, 300
40	289, 400	318, 600	426, 400
41	290, 600	320, 500	427, 500
42	291, 700	322, 400	428, 800
43	292, 800	324, 200	429, 900
44	293, 900	325, 900	431, 000
45	294, 800	327, 700	432, 200
46	295, 700	329, 500	433, 400
47	296, 500	331, 200	434, 600
48	297, 300	332, 900	435, 800
49	297, 900	334, 600	436, 900
50	298, 700	336, 400	437, 900
51	299, 400	338, 300	439, 200

52	289, 600	328, 500	427, 100
53	290, 400	329, 800	428, 300
54	291, 200	331, 700	429, 400
55	291, 800	333, 500	430, 600
56	292, 500	335, 200	431, 700
57	293, 200	336, 900	432, 700
58	294, 000	338, 800	433, 900
59	294, 800	340, 500	435, 100
60	295, 500	342, 200	436, 300
61	296, 100	343, 900	436, 900
62	296, 800	345, 600	437, 700
63	297, 500	347, 400	438, 400
64	298, 000	349, 100	438, 900
65	298, 700	350, 800	439, 200
66	299, 400	352, 100	439, 500
67	300, 000	353, 400	439, 900
68	300, 600	354, 700	440, 400
69	301, 300	356, 200	440, 700
70	302, 000	357, 800	441, 100
71	302, 600	359, 300	441, 400
72	303, 300	360, 800	441, 700
73	303, 800	362, 100	442, 000
74	304, 400	363, 600	442, 300
75	305, 100	365, 100	442, 600
76	305, 700	366, 500	442, 900
77	306, 300	368, 000	443, 100
78	306, 900	369, 500	443, 400
79	307, 500	371, 000	443, 700
80	308, 100	372, 500	443, 900

52	300, 100	340, 000	440, 500
53	300, 900	341, 400	441, 700
54	301, 700	343, 300	442, 800
55	302, 300	345, 100	443, 900
56	303, 000	346, 800	445, 000
57	303, 700	348, 700	446, 000
58	304, 500	350, 600	447, 200
59	305, 300	352, 300	448, 400
60	306, 000	354, 100	449, 600
61	306, 600	355, 900	450, 200
62	307, 300	357, 800	451, 100
63	308, 000	359, 500	451, 800
64	308, 500	361, 200	452, 300
65	309, 200	362, 900	452, 600
66	309, 900	364, 300	452, 900
67	310, 500	365, 700	453, 300
68	311, 100	367, 200	453, 700
69	311, 800	368, 900	454, 000
70	312, 500	370, 400	454, 400
71	313, 100	371, 900	454, 700
72	313, 800	373, 400	455, 000
73	314, 300	374, 800	455, 300
74	315, 000	376, 400	455, 600
75	315, 700	377, 900	455, 900
76	316, 300	379, 400	456, 200
77	316, 900	380, 800	456, 400
78	317, 600	382, 300	456, 700
79	318, 200	383, 800	457, 000
80	318, 800	385, 400	457, 200

81	308, 600	373, 800	444, 100
82	309, 100	375, 100	444, 400
83	309, 700	376, 400	444, 700
84	310, 300	377, 600	444, 900
85	310, 700	378, 900	445, 100
86	311, 100	380, 100	445, 400
87	311, 600	381, 200	445, 700
88	312, 100	382, 300	445, 900
89	312, 500	383, 300	446, 100
90	313, 000	384, 400	446, 400
91	313, 400	385, 500	446, 700
92	313, 900	386, 600	446, 900
93	314, 200	387, 700	447, 100
94	314, 700	388, 900	
95	315, 200	389, 900	
96	315, 600	391, 000	
97	316, 000	392, 000	
98	316, 400	393, 000	
99	316, 800	393, 900	
100	317, 200	394, 800	
101	317, 600	395, 600	
102	317, 900	396, 600	
103	318, 200	397, 400	
104	318, 500	398, 300	
105	318, 700	399, 200	
106	319, 000	400, 100	
107	319, 300	401, 000	
108	319, 500	401, 900	
109	319, 700	402, 700	

81	319, 300	386, 700	457, 400
82	319, 900	388, 000	457, 700
83	320, 500	389, 400	458, 000
84	321, 100	390, 600	458, 200
85	321, 500	391, 700	458, 400
86	321, 900	392, 900	458, 700
87	322, 400	393, 900	459, 000
88	322, 900	395, 000	459, 200
89	323, 300	396, 000	459, 400
90	323, 700	397, 100	459, 700
91	324, 100	398, 200	460, 000
92	324, 500	399, 300	460, 200
93	324, 800	400, 400	460, 400
94	325, 200	401, 500	
95	325, 600	402, 500	
96	325, 900	403, 600	
97	326, 300	404, 600	
98	326, 700	405, 600	
99	327, 000	406, 500	
100	327, 300	407, 400	
101	327, 700	408, 200	
102	328, 000	409, 300	
103	328, 300	410, 100	
104	328, 600	411, 000	
105	328, 800	411, 800	
106	329, 100	412, 700	
107	329, 400	413, 600	
108	329, 600	414, 500	
109	329, 800	415, 300	

110	319, 900	403, 700	
111	320, 200	404, 600	
112	320, 500	405, 500	
113	320, 700	406, 100	
114	320, 900	407, 000	
115	321, 100	407, 900	
116	321, 400	408, 800	
117	321, 700	409, 700	
118	321, 900	410, 400	
119	322, 200	411, 200	
120	322, 500	412, 000	
121	322, 700	412, 600	
122	322, 900	413, 300	
123	323, 100	414, 000	
124	323, 400	414, 600	
125	323, 700	415, 200	
126		415, 900	
127		416, 400	
128		417, 000	
129		417, 600	
130		418, 200	
131		418, 700	
132		419, 200	
133		419, 600	
134		419, 900	
135		420, 100	
136		420, 400	
137		420, 700	
138		421, 000	

110	330, 000	416, 300	
111	330, 300	417, 200	
112	330, 600	418, 100	
113	330, 800	418, 700	
114	331, 000	419, 700	
115	331, 200	420, 600	
116	331, 500	421, 500	
117	331, 800	422, 300	
118	332, 000	423, 000	
119	332, 300	423, 800	
120	332, 600	424, 600	
121	332, 800	425, 200	
122	333, 000	425, 900	
123	333, 200	426, 600	
124	333, 500	427, 200	
125	333, 800	427, 800	
126		428, 500	
127		429, 000	
128		429, 600	
129		430, 300	
130		430, 900	
131		431, 400	
132		431, 900	
133		432, 200	
134		432, 500	
135		432, 700	
136		433, 000	
137		433, 300	
138		433, 600	

	139		421,300	
	140		421,600	
	141		421,900	
	142		422,200	
	143		422,500	
	144		422,800	
	145		423,000	
	146		423,300	
	147		423,600	
	148		423,800	
	149		424,000	
	150		424,300	
	151		424,600	
	152		424,800	
	153		425,000	
	154		425,300	
	155		425,600	
	156		425,800	
	157		426,000	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 240,700	基準給料月額 円 288,600	基準給料月額 円 344,900

備考　この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

別表第２の２（第４条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	405,000

	139		433,900	
	140		434,200	
	141		434,500	
	142		434,800	
	143		435,100	
	144		435,400	
	145		435,600	
	146		435,900	
	147		436,200	
	148		436,400	
	149		436,600	
	150		436,900	
	151		437,200	
	152		437,400	
	153		437,600	
	154		437,900	
	155		438,200	
	156		438,400	
	157		438,600	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 261,600	基準給料月額 円 313,000	基準給料月額 円 373,600

備考　この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

別表第２の２（第４条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	419,000

2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

備考　この表は、特定任期付職員に適用する。

2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

備考　この表は、特定任期付職員に適用する。

第２条

宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（期末手当） 第２０条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」とする。 ４　特定任期付職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」とする。 ５～７　（略） （勤勉手当） 第２１条　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の108.75を乗じて得た額の総額	（期末手当） 第２０条　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5 を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5 」とあるのは「100分の72.5 」とする。 ４　特定任期付職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「100分の127.5 」とあるのは「100分の97.5 」とする。 ５～７　（略） （勤勉手当） 第２１条　（略） ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の53.75を乗じて得た額の総額 (3) 前項の職員のうち特定任期付職員　当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に100分の91.25を乗じて得た額の総額 3～5　(略)	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額 (3) 前項の職員のうち特定任期付職員　当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に100分の90を乗じて得た額の総額 3～5　(略)

第３条

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第３号）新旧対照表

現行

別表第１（第３条関係）

給料表

職務の級 / 号給	１級	２級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000

改正後（案）

別表第１（第３条関係）

給料表

職務の級 / 号給	１級	２級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	205,300	251,500
2	206,400	252,800
3	207,600	254,200
4	208,700	255,600
5	209,800	257,000
6	211,500	258,400
7	213,100	259,800
8	214,700	261,200
9	216,200	262,600
10	217,900	263,800
11	219,500	265,100
12	221,100	266,400
13	222,600	267,600
14	224,300	268,800
15	226,000	270,100
16	227,700	271,300
17	228,900	272,400
18	230,500	273,500
19	232,100	274,600

20	224, 100	266, 100
21	225, 600	267, 000
22	227, 200	268, 000
23	228, 800	269, 000
24	230, 400	270, 000
25	232, 000	271, 000
26	233, 700	271, 900
27	235, 000	272, 700
28	236, 300	273, 600
29	237, 600	274, 400
30	238, 700	275, 200
31	239, 800	276, 000
32	240, 900	276, 700
33	242, 000	277, 400
34	242, 900	278, 200
35	243, 800	279, 000
36	244, 800	279, 600
37	245, 800	280, 300
38	246, 700	281, 100
39	247, 600	281, 800
40	248, 400	282, 500
41	249, 200	283, 200
42	249, 900	283, 900
43	250, 500	284, 600
44	251, 100	285, 300
45	251, 800	286, 000
46	252, 400	286, 600

20	233, 600	275, 700
21	235, 100	276, 600
22	236, 700	277, 600
23	238, 300	278, 600
24	239, 900	279, 600
25	241, 500	280, 600
26	243, 200	281, 500
27	244, 500	282, 300
28	245, 800	283, 200
29	247, 100	284, 000
30	248, 200	284, 800
31	249, 300	285, 700
32	250, 400	286, 400
33	251, 500	287, 200
34	252, 400	288, 000
35	253, 300	288, 800
36	254, 300	289, 400
37	255, 300	290, 100
38	256, 200	290, 900
39	257, 100	291, 600
40	257, 900	292, 300
41	258, 700	293, 000
42	259, 300	293, 800
43	259, 900	294, 500
44	260, 500	295, 200
45	261, 100	295, 900
46	261, 700	296, 600

47	253, 000	287, 300
48	253, 600	287, 900
49	254, 100	288, 600
50	254, 700	289, 200
51	255, 300	289, 900
52	255, 800	290, 600
53	256, 200	291, 100
54	256, 600	291, 700
55	256, 900	292, 300
56	257, 200	293, 000
57	257, 500	293, 600
58	257, 800	294, 200
59	258, 100	294, 800
60	258, 400	295, 500
61	258, 700	296, 100
62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400

47	262, 300	297, 300
48	262, 900	297, 900
49	263, 400	298, 600
50	264, 000	299, 300
51	264, 600	300, 000
52	265, 100	300, 700
53	265, 500	301, 200
54	265, 900	301, 900
55	266, 200	302, 500
56	266, 500	303, 200
57	266, 800	303, 800
58	267, 100	304, 400
59	267, 400	305, 000
60	267, 700	305, 800
61	268, 000	306, 400
62	268, 300	306, 900
63	268, 600	307, 400
64	268, 900	307, 800
65	269, 200	308, 300
66	269, 500	308, 800
67	269, 800	309, 200
68	270, 100	309, 700
69	270, 400	310, 100
70	270, 700	310, 600
71	271, 000	311, 000
72	271, 300	311, 500
73	271, 600	311, 900

74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600
82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300
85	265, 900	305, 600
86	266, 200	305, 800
87	266, 500	306, 100
88	266, 800	306, 400
89	267, 100	306, 700
90	267, 400	307, 000
91	267, 700	307, 300
92	268, 000	307, 600
93	268, 300	307, 800
94		308, 000
95		308, 300
96		308, 700
97		308, 900
98		309, 200
99		309, 500
100		309, 900

74	271, 900	312, 300
75	272, 200	312, 600
76	272, 500	312, 900
77	272, 800	313, 100
78	273, 100	313, 400
79	273, 400	313, 600
80	273, 700	313, 900
81	274, 000	314, 100
82	274, 300	314, 300
83	274, 600	314, 600
84	274, 900	314, 800
85	275, 200	315, 100
86	275, 500	315, 300
87	275, 800	315, 600
88	276, 100	315, 900
89	276, 400	316, 200
90	276, 700	316, 500
91	277, 000	316, 800
92	277, 300	317, 100
93	277, 600	317, 300
94		317, 500
95		317, 800
96		318, 200
97		318, 400
98		318, 700
99		319, 000
100		319, 400

101		310, 100
102		310, 400
103		310, 700
104		311, 000
105		311, 200
106		311, 500
107		311, 800
108		312, 100
109		312, 300
110		312, 600
111		313, 000
112		313, 300
113		313, 500
114		313, 700
115		314, 000
116		314, 400
117		314, 600
118		314, 800
119		315, 100
120		315, 400
121		315, 700
122		315, 900
123		316, 200
124		316, 500
125		316, 800

101		319, 600
102		319, 900
103		320, 200
104		320, 500
105		320, 700
106		321, 000
107		321, 300
108		321, 600
109		321, 800
110		322, 100
111		322, 500
112		322, 800
113		323, 000
114		323, 200
115		323, 500
116		323, 900
117		324, 100
118		324, 300
119		324, 600
120		324, 900
121		325, 200
122		325, 400
123		325, 700
124		326, 000
125		326, 300

附　則

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

現行	改正後（案）
	附　則 （施行期日等） １　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。 ２　第１条の規定（第20条第２項から第４項まで及び第21条第２項第１号から第３号までの改正規定を除く。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、令和８年４月１日から適用する。 ３　第１条の規定（第20条第２項から第４項まで及び第21条第２項第１号から第３号までの改正規定に限る。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、令和８年12月１日から適用する。 ４　第３条の規定による改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和８年４月１日から適用する。 （給与の内払） ５　第１条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第１条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。 ６　第３条の規定による改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合においては、第３条の規定による改正前の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第３条の規定による改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払とみなす。 （その他必要な事項） ７　前２項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

議案参考資料 令和８年12月定例会	議第78号	宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正に伴い、同法の規定に項ずれが生じたことから、関係する規定を引用する本条例の規定について、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条の２を引用している規定について、所要の改正を行う。
条例第17条
第３項→第４項
条例第23条
第５項→第７項

◆施行日
公布の日

【政策等の背景・提案までの経過】

R8.9.16 ： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の施行

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【第７次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	―
テーマ別戦略	―

※第７次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
市民環境課　環境衛生係 (45-1617)	・新旧対照表

議第78号

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成６年条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 平成６年12月22日 条例第31号 （一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託） 第１７条　市長は、**法第６条の２第２項及び第３項**の規定により、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を本市以外の者に委託することができる。 （多量の事業系一般廃棄物の処理等） 第２３条　市長は、**法第６条の２第５項**の規定により必要があると認めるときは、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対して、当該事業系一般廃棄物の減量化に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。	○宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 平成６年12月22日 条例第31号 （一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託） 第１７条　市長は、**法第６条の２第２項及び第４項**の規定により、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を本市以外の者に委託することができる。 （多量の事業系一般廃棄物の処理等） 第２３条　市長は、**法第６条の２第７項**の規定により必要があると認めるときは、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対して、当該事業系一般廃棄物の減量化に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。 **附　則** **この条例は、公布の日から施行する。**

議案参考資料 令和８年12月定例会	議第79号	老人医療費の支給に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的
医療法等の一部を改正する法律において、社会保険診療報酬支払基金法の一部改正が行われ、その題名が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改められたことに伴い、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要
法律の題名が変更されたことに伴い、老人医療費の支給に関する組織の名称を「社会保険診療報酬支払基金」から「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改めるもの。（第５条）

◆施行日
公布の日

【政策等の背景・提案までの経過】

R8.10.1 ： 医療法等の一部を改正する法律の施行
※社会保険診療報酬支払基金法の一部改正を含む

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【第７次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	―
テーマ別戦略	―

※第７次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
税務・国保課　国保年金係 (45-1616)	・新旧対照表

議第79号

老人医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第２号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（審査支払事務の委託） 第５条　市長は、前条第１項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会及び規則に定めるものに委託することができる。	（審査支払事務の委託） 第５条　市長は、前条第１項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構、国民健康保険団体連合会及び規則に定めるものに委託することができる。 附　則 この条例は、公布の日から施行する。

議案参考資料 令和８年12月定例会	議第80号	宮津市漁港管理条例の一部改正について	区分	条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

国の「漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の行政処分について」が（漁港の有効活用や民間活力の導入促進のために）利用規制緩和を主として一部改正されたことや京都府漁港管理条例の一部改正などを踏まえ、占用期間の延長及び占用料の額について所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

○占用期間に係る条文の追加（第９条）

占用「10年」、使用「１年」を期間上限とする。

○占用料及び土砂採取料等の改正（別表第１及び第２）

・別表第1「占用料」
素地のまま占用・使用する場合「400円」を「8円」 に改正

・別表第2「土砂採取量等　2　水域及び公共空地占用料」
素地のまま占用・使用する場合「400円」を「8円」 に改正

◆施行日

令和９年４月１日

ただし、占用又は使用の許可に必要な準備行為は、公布の日

重点プロジェクト	―
テーマ別戦略	―

【政策等の背景・提案までの経過】

・平成31年４月「漁港法における漁港の維持管理係る許認可等の行政処分について」の一部改正
法第39条第１項の規定に基づく漁港区域内の水域又は公共空地における行為の許可等の期間について、現行１年以内を10年以内に改正

・令和６年４月 京都府漁港管理条例の一部改正
京都府管理漁港区域内における海業の推進を図るため、使用・占用の許可期間について、府有施設の使用を１年、同占用を10年に改正

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
農林水産課 産業基盤係（45-1627）	・新旧対照表

議第80号

宮津市漁港管理条例（昭和62年条例第９号）新旧対照表

現　行

（占用及び使用の許可等）

第９条　（略）

２　（略）

別表第１（第10条関係）

占用料

占用物件	単位	金額	摘要
電柱、その他の柱類	（略）	（略）	（略）
電話柱（電柱その他の柱類であるものを除く。）	（略）	（略）	（略）
公衆電話所	（略）	（略）	（略）
線類	（略）	（略）	（略）
水道、下水道、ガス管その他これらに類するもの	（略）	（略）	（略）
広告物、看板その他これらに類するもの	（略）	（略）	（略）
上記以外の工作物を設置する場合及び素地のまま占用する場合	１平方メートルにつき１月	400円	

備考（略）

改正後（案）

（占用及び使用の許可等）

第９条　（略）

２　（略）

３　第１項の占用又は使用の期間は、占用にあっては10年、使用にあっては１年を超えることができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第１（第10条関係）

占用料

占用物件	単位	金額	摘要
電柱、その他の柱類	（略）	（略）	（略）
電話柱（電柱その他の柱類であるものを除く。）	（略）	（略）	（略）
公衆電話所	（略）	（略）	（略）
線類	（略）	（略）	（略）
水道、下水道、ガス管その他これらに類するもの	（略）	（略）	（略）
広告物、看板その他これらに類するもの	（略）	（略）	（略）
上記以外の工作物を設置する場合及び素地のまま占用する場合	１平方メートルにつき１月	８円	

備考（略）

別表第２（第11条関係）

土砂採取料等

１　土砂採取料　（略）

２　水域及び公共空地占用料

種　類	単　位	金　額		摘要
		水域	公共空地	
船舶及びいかだのけい留作業場及び小屋その他これらに類するものの敷地	（略）	（略）	（略）	（略）
桟橋、橋りょうその他これらに類するものの敷地	（略）	（略）	（略）	
諸管、水きょその他これらに類するものの敷地	（略）	（略）	（略）	（略）
電柱、同支線、同支柱、その他これらに類するものの敷地	（略）	（略）	（略）	
鉄塔類	（略）	（略）	（略）	
標識類	（略）	（略）	（略）	
素地のまま使用するもの	１平方メートルにつき月額	－	400円	

備考（略）

別表第２（第11条関係）

土砂採取料等

１　土砂採取料　（略）

２　水域及び公共空地占用料

種　類	単　位	金　額		摘要
		水域	公共空地	
船舶及びいかだのけい留作業場及び小屋その他これらに類するものの敷地	（略）	（略）	（略）	（略）
桟橋、橋りょうその他これらに類するものの敷地	（略）	（略）	（略）	
諸管、水きょその他これらに類するものの敷地	（略）	（略）	（略）	（略）
電柱、同支線、同支柱、その他これらに類するものの敷地	（略）	（略）	（略）	
鉄塔類	（略）	（略）	（略）	
標識類	（略）	（略）	（略）	
素地のまま使用するもの	１平方メートルにつき月額	－	８円	

備考（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に改正前の宮津市漁港管理条例の規定により占用又は使用の許可を受けている者の占用又は使用については、その占用

	又は使用の期間が満了するまでの間、なお従前の例による。 （準備行為） ３　改正後の宮津市漁港管理条例第９条の規定による占用又は使用の許可に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。